日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2013. 05. 26

No.13-017

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

2013 年 5 月 23 日

高裁第三回口頭弁論

次回以降の証人決まる

裁判傍聴・集会参加報告

2013 年 5 月 23 日東京高等裁判所で乗員の第三回口頭弁論が行われました。

裁判の始まる前に、原告及び支援者 222 名の参加の下、高等裁判所前で宣伝行動が行われました。OB 乗員も数多く参加しました。

裁判（三輪和雄裁判長）では、右陪席裁判官の交代（内藤氏から佐久間氏）により弁論更新（改めて主張を整理）が行われ、原告団から準備書面の提出と堀浩介・上条貞夫両弁護士の意見陳述が行われました。この意見陳述に対し、裁判長から促された会社側弁護士は「特にありません。」と反論しませんでした。

裁判長は、証人尋問について不当労働行為などの立証のために乗員原告団の山口宏弥団長と乗員組合の三星宗弘副委員長を証人として採用しました。次回裁判期日及び両証人に対する尋問時間については今後の進行協議で確定して行く事も決まりました。

報告集会では、傍聴できなかった支援者も含め 183 名が参加し、裁判内容が報告されました。

堀弁護士からは「『航空の安全の観点を絶対欠落されてはならない』日本航空の整理解雇は経験と技術を蓄積した年齢の高い労働者や、安全のために病欠した乗員や政府と経営が合意した自衛隊からの割愛乗員などを解雇する不当性を強調しました。人員削減も超過達成され、財務上も十分利益が上がり、解雇する必要はなかったと指摘しました。

上条弁護士からは「会社側更生計画開始時点で『整理解雇はしない』と約束しながら 9 か月後の 2010 年 9 月に突然労組中心メンバーを囲い込む解雇基準を発表し、

更に不当労働行為（争議権投票に介入など）も行った。機長の削減目標は達成されていながら 18 人を解雇したのは、経営にとって『何人削減するかではなく、誰（活動家）を解雇するかが問題だった。』」と指摘しました。

また、支援団体からの激励・原告団からの挨拶・「がんばろう！」のシュプレヒコールなどが行われました。

新年度もこれまで同様、カンパ活動への参加をお願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5 月 31 日（金）

控訴審　客室乗務員 第 3 回口頭弁論

東京高裁 101 号法廷

14:30 ～（傍聴券抽選 13:40）